

FeliCa カード RF 性能検定規定書

Ver.1.51

2023/7/1

ソニー株式会社
エンタープライズソリューション事業部
クオリティデザイン部
FeliCa 認定室

改定履歴

Ver. No.	発行日	改定内容
1.0	2013.10.1	初版
1.01	2014.5.1	検定機関、および試験所の連絡先情報等を変更
1.02	2014.6.1	下記の窓口を、検定機関から検定試験所に変更 ・検定申請書の提出先 ・製品型名追加申請書の提出先 ・検定 HP 掲載申請書の提出先 ・検定結果の通知元 ・問い合わせ先 検定サンプルの 0 度方向を決める主体を、検定機関から検定試験所に変更
1.1	2015.4.1	6.5.1 センターの通信距離基準を変更
1.2	2017.5.1	検定用リーダライタ変更 (RC-S462B を RC-S012B に変更、RC-S330 を RC-S380 に変更)
1.21	2017.6.1	3.3、3.4、4.6、5.4 変更 申請書変更 約款変更(社名、第 3 条 4 項、5 項、第 6 条 2 項、6 項、第 11 条 3 項、4 項)
1.3	2018.4.1	6.7.1 Edy かざし運用端末の合格基準変更
1.4	2019.4.15	4.1 4.3 検定申し込みの内容を変更 5.3 検定関連用語の定義を変更 6 検定項目の変更 申請書変更 約款変更(第 1 条、第 2 条、第 5 条)
1.41	2019/7/1	試験所の連絡先変更
1.42	2019/9/1	4.1 申請書の原紙送付を停止
1.5	2021/4/1	基本性能試験の規定と運用の変更 ・規定を電気的特性による試験に変更 ・試験所での試験から受験者のセルフ測定へ変更 互換性試験の規定変更 ・測定中心点に関する規定の変更 検定機関の社名変更 Web 申請システム導入に伴う変更
1.51	2023/7/1	検定機関の部署名変更

目次

はじめに	4
1. 検定の目的	4
2. 検定の位置づけ	4
3. 受検製品	4
3.1. 対象製品	4
3.2. 申請型名	4
3.3. 合格製品の変更	4
3.4. 合格製品の型名追加	4
3.5. 合格製品の検定 HP 掲載	4
4. お申込み	5
4.1. お申込み詳細	5
4.2. 検定開始日	6
4.3. 検定期間	6
4.4. 検定結果の通知	6
4.5. 検定データとサンプル品の扱い	6
4.6. 製品型名追加	7
4.7. 検定 HP 掲載	7
5. 検定方法	8
5.1. 検定方法関連用語の定義	8
5.2. 試験環境	10
5.3. 基本性能試験に使用する機器の構成例	10
5.4. 電気特性測定手順	11
5.5. 互換性試験に使用する機器	12
5.6. 通信性能測定手順	12
6. 検定項目	13
6.1. 検定構成	13
6.2. 検定用機材の種類	13
6.2.1. 基本性能試験用治具	13
6.2.2. 互換性試験用リーダライタ	13
6.3. リーダライタの測定中心点および X 方向、Y 方向	13
6.3.1. RC-S380 の測定中心点および X 方向、Y 方向	13
6.3.2. Edy かざし運用端末の測定中心点および X 方向、Y 方向	14
6.3.3. Edy 入金機運用端末の測定中心点	15
6.4. 基本性能試験合格基準	16
6.5. 互換性試験合格基準	17
6.5.1. M クラスリーダライタとの通信性能	17
6.5.2. S クラスリーダライタとの通信性能	17
6.5.3. Edy かざし運用端末との通信性能	17
6.5.4. Edy 入金機運用端末との通信性能	19
添付資料 A 約款	20

はじめに

本書は共通領域サービスに対応する FeliCa カード製品に対して実施される「FeliCa カード RF 性能検定」（以下、本検定と呼ぶ）について規定するものです。

本検定はカード製品の RF 性能のみを対象とした検定であり、プロトコル等は本検定の対象外です。

本検定の内容、方法、基準、試験環境および手順を以下に規定します。

1. 検定の目的

本検定は、共通領域サービスに対応する FeliCa 製品に共通の RF 通信性能基準を設けて、FeliCa 機器の相互接続性を高める仕組みをすることにより、サービス事業者、エンドユーザーが安心して FeliCa 技術を利用したサービスを享受できることを目的としています。

2. 検定の位置づけ

本検定で定められた基準は、市場における FeliCa 機器間の互換性を保証するものではありません。

また、本検定は、本検定で定められた試験所の環境下で、申請メーカーが提出した受検製品の検定サンプルに対し、本検定で定められた通信性能基準を満たしているかを確認するものです。

従って、検定の結果として合格したことが、対象製品の全てが合格したことを意味するものではありません。

対象製品における製品保証は、各申請メーカーが定めた規定で保証するものとします。

3. 受検製品

3.1. 対象製品

本検定は共通領域サービスに対応した FeliCa カード製品を対象としています。

3.2. 申請型名

申請メーカーは受検製品の型名毎に本検定を受検いただきます。

3.3. 合格製品の変更

検定合格後に FeliCa の RF 通信性能に影響が認められる変更がある場合は、再度検定を受検いただく必要があります。

3.4. 合格製品の型名追加

検定合格後に、合格製品と同一の通信性能であり、且つ申請メーカーがその同一性を保証できる製品の型名を追加する場合は、製品型名追加を申請していただくことにより、新たに検定の受検の必要はありません。詳しくは、「4.6 製品型名追加」をご覧ください。

3.5. 合格製品の検定 HP 掲載

検定合格後に、合格製品を検定 HP の合格製品一覧に掲載することができます。詳しくは、「4.7 検定 HP 掲載」をご覧ください。

4. お申込み

本検定を受検される際には、以下の要領でお申し込みください。

4.1. お申込み詳細

お申込み期日

検定受検希望日（検定サンプル提出日）の4週間前までに申請してください。

検定受検希望日の60日前から申請していただく事が可能です。ただし、早く申請されても、受験希望日程のお約束は出来ません。ご了承ください。

お申込み方法

FeliCa 互換性技術情報サイトの下記ページより申請して下さい。

<https://www.felicatech.org/card/application.html>

ご提出いただくもの

- 検定サンプル：
 - 受検製品 40 枚（上限品 10 枚、標準品 20 枚、下限品 10 枚）。但し、それぞれの上限品、標準品、下限品の中に必ず 1 枚は、基本性能試験の評価に利用したカードを含めて下さい。
 - ※検定試験所に送付してください。
 - ※検定は検定試験所で基本性能試験の評価に利用した上限品 1 枚、標準品 1 枚、下限品 1 枚と、任意に選択した上限品 2 枚、標準品 2 枚、下限品 2 枚によって行います。提出時には、基本性能試験の評価に利用したカードと判別可能なように目印を付けてください。
 - ※上限品、標準品、下限品とは、共振周波数の値が製造される全ての製品の中での最高値以上の値の検定サンプルを上限品、最低値以下の値の検定サンプルを下限品、上限品と下限品の間の値の検定サンプルを標準品とします。
 - ※検定サンプルの共振周波数データの提出は不要です。
- 基本性能試験チェックシート(別紙)：

全ての検定サンプルが基本性能試験に規定された要件を満たしていることが本検定受験の前提条件になります。
- 測定中心点の指示図

測定中心点を外形の中心からずらす場合は、検定申請時にカード外形の長短辺を起点として XY の距離で指示した図面を提出して頂きます。

検定機関

ソニー株式会社 エンタープライズソリューション事業部 クオリティデザイン部 FeliCa 認定室

検定試験所（ソニー業務委託試験所）

ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社

品質保証部門 製品保証部 検定担当

住所：〒292-0834 千葉県木更津市潮見 8-4

E-mail：sgmo-felica-kentei@sony.com

検定費用

検定費用は、80 万円（税別）となります。

木更津に基本性能試験の測定代行サービスを依頼する場合は、100 万円(税別)となります。

検定試験所の指定日までに指定口座にご入金ください。

入金が遅れた場合、検定開始日に検定を開始できないことがあります。

その他

ご不明な点については検定試験所までお問い合わせください。

再検定の場合は、新たに検定のお申し込みをお願いいたします。

4.2. 検定開始日

本検定をお申し込みいただいてから 3 営業日以内に検定試験所から申請メーカーに検定開始日を通知いたします。

4.3. 検定期間

検定サンプル等に不備がなく、測定結果に不合格箇所がない場合、検定に要する期間は、検定サンプル提出日を除いて 10 営業日となります。

4.4. 検定結果の通知

本検定期間中に不合格箇所が認められた場合は検定試験所より直ちに申請メーカーに通知いたします。

また、本検定の合否に関わらず、検定終了後 3 営業日以内に検定試験所から申請メーカーに対し、「検定結果報告書」をメールにて送付いたします。

なお、本検定に合格した受検製品に対しては、検定終了後 7 営業日を目処に検定機関が発行した「FeliCa カード RF 性能検定合格証明書」を検定試験所より申請メーカーにメールにて送付いたします。

4.5. 検定データとサンプル品の扱い

本検定の実施に際し、検定データならびに検定機関、検定試験所が知りえた情報は、「FeliCa カード RF 性能検定約款」（添付資料 A 約款 参照）に記載した内容に従い管理します。

本検定で使用した検定サンプルは返却いたしません。

また、提出いただいた検定サンプルは、検定機関の判断に基づき「FeliCa リーダライタ RF 性能検定」の互換性試験用カードとして、および、事前測定評価用途に使用することがあります。

4.6. 製品型名追加

検定合格後に FeliCa の RF 通信性能に影響が認められる変更がなく、且つ全ての検定項目において合格製品と同一の通信性能であると申請メーカーが保証する製品の型名を追加する場合は、型名追加を申請していただくことにより新たな受検の必要はありません。

お申込み先

FeliCa 互換性技術情報サイトの下記ページより申請して下さい。

<https://www.felicatech.org/card/application.html>

申請費用

申請費用は無料となります。

4.7. 検定 HP 掲載

検定合格後に合格製品の検定 HP の合格製品一覧への掲載を希望する場合は、検定申請時、もしくは、型名追加申請時に、掲載を希望するにチェックを入れて申請してください。

掲載費用

掲載費用は無料となります。

5. 検定方法

5.1. 検定方法関連用語の定義

各用語については下表のように定義します。

用語	説明
測定中心点	検定サンプルの測定中心点は、指定がない限りカード製品の外形の中心点とする。 指定する場合は以下の規定に従う。 ① <u>ID-1 サイズの外形に準拠した検定サンプル</u> 測定中心点を、外形の中心から半径 10mm の範囲内で 1 点、自由に指定することが可能である。 ② <u>外形が ID-1 サイズ規格外の検定サンプル</u> 測定中心点を 1 点、自由に指定することができる。 リーダライタの測定中心点は、「6.3 リーダライタの測定中心点および X 方向、Y 方向」の項に記載する。「6.3 リーダライタの測定中心点および X 方向、Y 方向」の項に記載の無い互換性試験用リーダライタの測定中心点は、③④のいずれかの合理的と判断される点とする。 ③ 互換性試験用リーダライタ上のモバイル非接触 IC 通信マークにおける正方体の対角線の交点（図 5-1 互換性試験用リーダライタの測定中心点） はフェリカネットワークス株式会社の商標です。 図 5-1 互換性試験用リーダライタの測定中心点 ④ カードをかざす位置として明示された図形の中心点
角度	① <u>ID-1 サイズの外形に準拠した検定サンプル</u> 検定サンプルの 0 度方向は、カード製品の長手方向とし、検定試験所が任意に定める。90 度は 0 度に対し検定サンプルを時計回りに 90 度回転させた状態とする。 ② <u>外形が ID-1 サイズ規格外の検定サンプル</u> 検定サンプルの 0 度方向は、申請メーカーが指定した方向とする。90 度は 0 度に対し検定サンプルを時計回りに 90 度回転させた状態とする。
X 軸、Y 軸、Z 軸	測定中心点を通り 0 度方向に平行な軸を X 軸とし、かつ 0 度方向を+X 方向とする。 また、測定中心点を通り 0 度方向に垂直な軸を Y 軸とする。 X 軸 Y 軸で構成された面に対し垂直な軸を Z 軸とする。 各検定用リーダライタの+X 方向、+Y 方向は、「6.3 リーダライタの測定中心点および X 方向、Y 方向」の項に記載する。
センター	通信距離測定治具を使用し、検定サンプルの測定中心点と検定用リーダライタの測定中心点を Z 軸上で一致させた位置とする。

用語	説明
オフセット	センターに対し、検定サンプルを X 軸方向または Y 軸方向に平行移動させた状態とする。 測定中心点を外形の中心からずらすことで、リーダライタの突起物に当たって測定不可となった場合は、突起物に密着した状態を高さ 0mm とする。
最大通信距離	検定サンプルと検定用リーダライタを遠方より近づけて測定を行い、最初に規定の正答率となる通信距離とする。
通信不可領域	高さ 0mm から最大通信距離の間で規定の正答率を下回る領域。 領域の幅が 1mm 未満のものは通信不可領域とはしない。 ただし、検定用リーダライタに対し、高さ 0mm において規定の正答率を下回った場合は、幅が 1mm 未満であっても通信不可領域とみなす。
正答率	Polling コマンド実行回数に対する成功回数の割合。本検定で規定する正答率は 99% 以上(100 回の Polling コマンド実行に対し、99 回以上通信に成功すること)とする。
ID-1 サイズ	ID-1 サイズは ISO/IEC 7810 により定義されている。カード外形の縦・横寸法が、縦 53.92～54.00、横 85.72～85.47mm の数値範囲のカード。
ID-1 サイズ規格外	カード外形の縦・横寸法が、ID-1 サイズ以外のカードなど
ISO/IEC 10373-6	ISO/IEC 10373-6 Cards and security devices for personal identification — Test methods — Part 6: Contactless proximity objects

5.2. 試験環境

本検定は以下の試験環境で実施します。

温度：20～30℃

湿度：25～70%

5.3. 基本性能試験に使用する機器の構成例

本試験で使用する機器構成例は、以下の通りです。

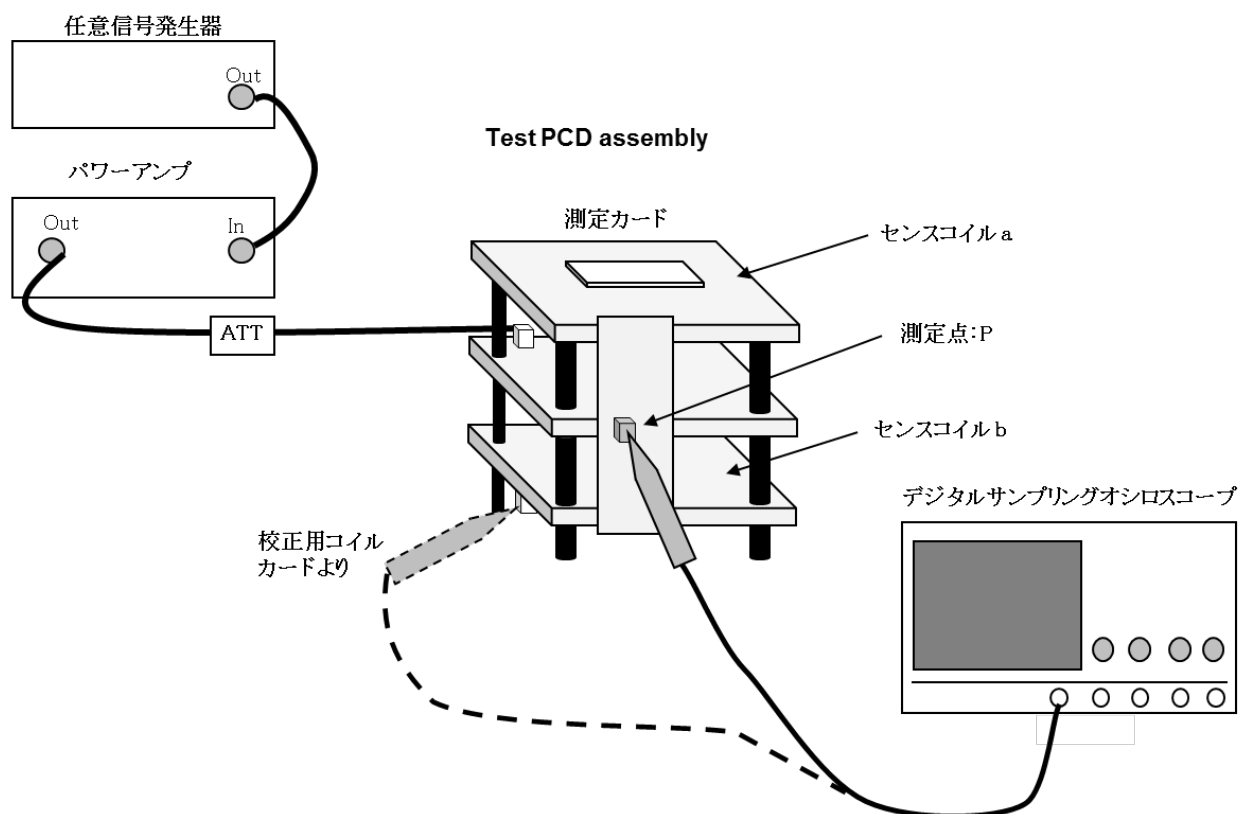


図 5-2 基本性能試験用機器の構成例

5.4. 電気特性測定手順

測定条件

安定した測定結果を得るために、測定は電源投入から定められたエージング時間を経過した測定器を使用します。

また、test PCD assembly は、FeliCa の RF 通信性能に影響を及ぼさない（金属、ノイズ等の影響がない）環境に設置します。

負荷変調振幅の測定方法

下記の測定方法は、作業手順のポイントに絞り書かれています。

デジタルサンプリングオシロスコープのサンプリングレート設定や負荷変調振幅の算出方法など、測定時に必要な情報が ISO/IEC 10373-6 に書かれていますのでご参照下さい。

ISO/IEC 10373-6 と同等の結果が得られれば、非接触 IC カード専用測定器やデジタルサンプリングオシロスコープ以外の測定器も利用可能です。

- ① 検定サンプルによって、利用する test PCD assembly を選択します。
 - ・ ID-1 サイズ：test PCD assembly 1
 - ・ ID-1 サイズ規格外：test PDC assembly 2
- ② デジタルサンプリングオシロスコープに接続されたプローブを、test PDC センスコイル b に配置された Calibration coil に接続する。
- ③ 検定サンプルを、test PCD センスコイル a に配置する。このとき、カードの測定中心点とセンスコイル a の中心が一致するように置く。
- ④ 測定ポイント 4 点の磁界強度を校正する。
- ⑤ プローブを、test PDC assembly の P 点に付け替える。
- ⑥ 任意信号発生器からビット伝送速度 212kbps かつ変調度 11%の Polling コマンドを送信する。
- ⑦ デジタルサンプリングオシロスコープの画面に、検定サンプルが返信する Polling レスポンスのプリアンブル部分から少なくとも 6etu 分の信号が表示されるように調整する。
※解析精度を上げるため、6etu 分の中にプリアンブルの先頭 1etu とシンクコード手前の 1etu を含めない。
- ⑧ ISO/IEC 10373-6 の load modulation amplitude 測定方法を参考に、13.56MHz±212kHz の両サイドバンドの負荷変調振幅を測定する。
- ⑨ 磁界強度の測定ポイントを変更して、⑥～⑧を全ての測定ポイントが完了するまで繰り返す。
- ⑩ 全ての未評価の検定サンプルの測定が完了するまで、②～⑨を全ての測定点での測定が完了するまで繰り返す。

5.5. 互換性試験に使用する機器

互換性試験で使用する機器構成は以下の通りです。

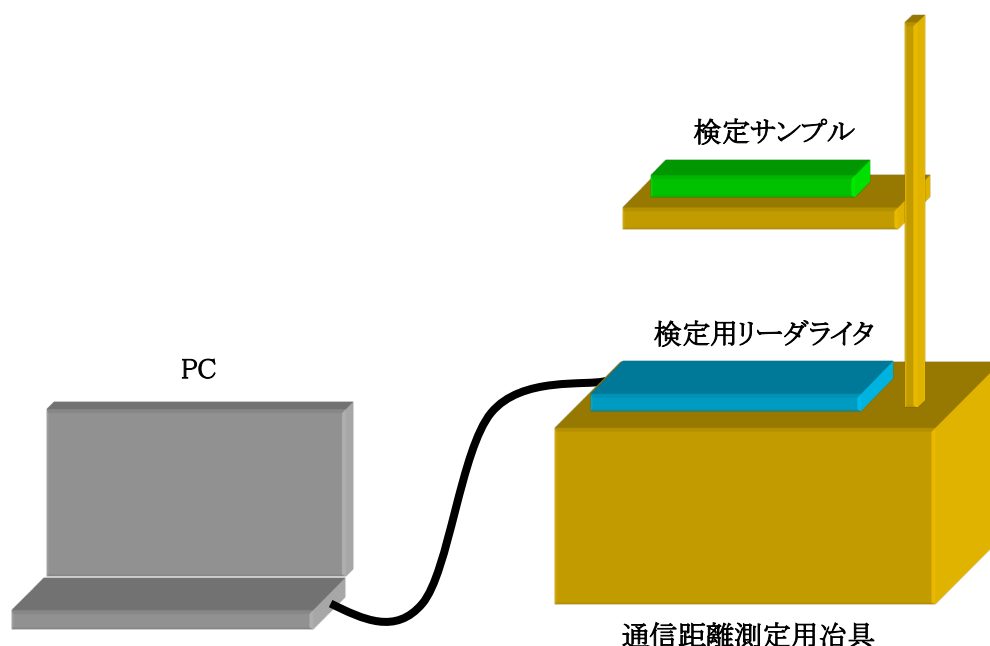


図 5-3 互換性試験用機器の構成概要

5.6. 通信性能測定手順

■測定条件

安定した測定結果を得るために、測定には電源投入から 10 分以上経過した検定用リーダライタを使用します。

また、FeliCa の RF 通信性能に影響を及ぼさない（金属、ノイズ等の影響がない）環境にて測定します。

■通信距離／通信不可領域測定方法

- ① 検定サンプルと検定用リーダライタの測定中心点を合わせ、検定用リーダライタ測定面に安定して密着した状態で設置します。この位置を高さ 0mm とします。リーダライタ測定面に密着して設置できない場合は、検定サンプル測定面の延長上の平面を仮定して密着状態を想定した位置に合わせます。
- ② 検定サンプルをセンター、オフセットや回転の位置に合わせます。
- ③ 検定サンプルを通信距離測定用治具を使い、最大通信距離を超える位置に合わせます。
- ④ 通信性能測定用ソフトウェアを使って、検定用リーダライタから Polling コマンドを実行します。本検定では 212kbps 通信のみを使って測定します。
- ⑤ 通信距離測定用治具を使って検定サンプルを下方向へ移動し、最大通信距離を特定します。
- ⑥ 最大通信距離から高さ 0mm まで 1mm 単位で測定を行い、通信不可領域を測定します。
- ⑦ ②～⑥を全ての測定点での測定が完了するまで繰り返します。

6. 検定項目

6.1. 検定構成

本検定は、電気特性を評価する基本性能試験と、通信性能を評価する互換性試験から構成されます。
全ての試験項目の基準を満たした場合に検定合格となります。

6.2. 検定用機材の種類

6.2.1. 基本性能試験用治具

ISO/IEC 10373-6 が規定する test PCD assembly 1 (for bit rates higher than $f_c/128$)、または、test PCD assembly 2 を利用する。

ID-1 サイズ測定時は、test PCD assembly 1 を利用して、ID-1 サイズ規格外測定時は、test PCD assembly 2 を利用する。

6.2.2. 互換性試験用リーダライタ

検定機関が定めた FeliCa リーダライタ性能検定もしくは FeliCa リーダライタ RF 性能検定合格済みの互換性試験用製品として登録されたリーダライタです。

共振周波数標準品を使用します。

互換性試験用リーダライタは定期的に見直しを行っていますので、受検の際は最新の情報をご確認ください。

6.3. リーダライタの測定中心点および X 方向、Y 方向

各リーダライタの測定中心点および X 方向、Y 方向は以下の通りとします。

6.3.1. RC-S380 の測定中心点および X 方向、Y 方向

測定中心点：RC-S380 中央の円形部の中心とします。

X 方向、Y 方向：図 6-1 の通りとします。

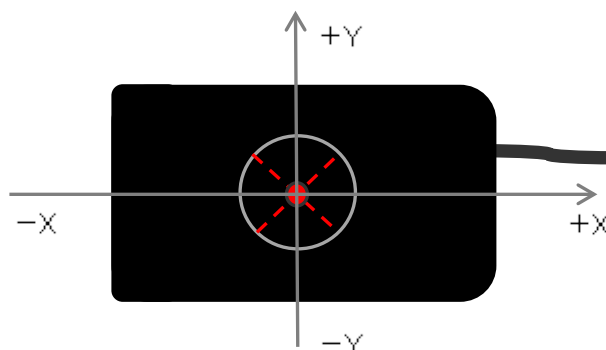


図 6-1 RC-S380 の X 方向、Y 方向

6.3.2. Edy かざし運用端末の測定中心点および X 方向、Y 方向

測定中心点：図 6-2 の通りとします。

X 方向、Y 方向：図 6-3 の通りとします。

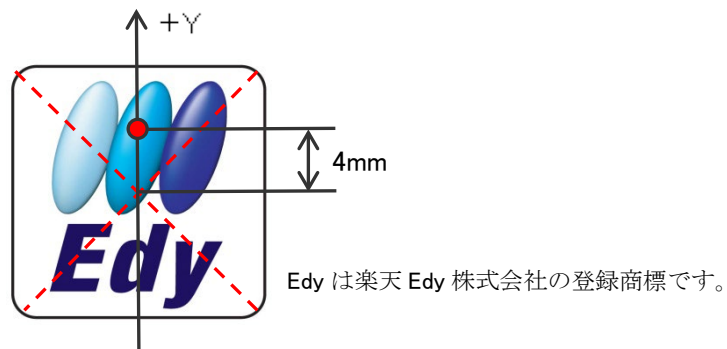


図 6-2 Edy かざし運用端末の測定中心点

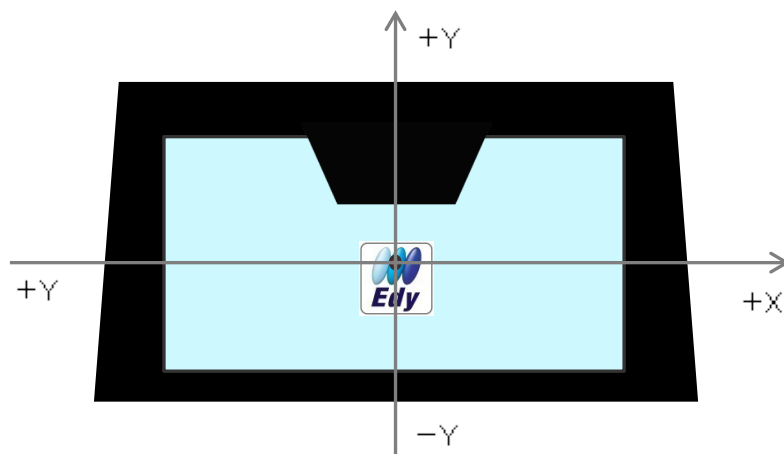


図 6-3 Edy かざし運用端末の X 方向、Y 方向

6.3.3. Edy 入金機運用端末の測定中心点

測定中心点：

- ① ID-1 サイズのカードの場合：かざし部左右の中心で、かつ、カードの底辺がかざし部下部のストッパーで止まる点を中心点とします。（図 6-4 の通り）

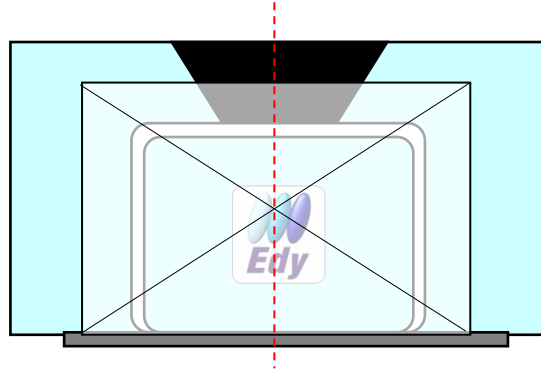


図 6-4 Edy 入金機運用端末の測定中心点

- ② ID-1 サイズ規格外のカードの場合：Edy かざし運用端末の測定中心点と同じとします。（図 6-2 の通り）

不明確な場合は検定試験所にお問い合わせください。

6.4. 基本性能試験合格基準

基本性能試験の合格基準は以下の通りです。

「5.4 電気特性測定手順」に従い、検定サンプル（上限品 3 枚、標準品 3 枚、下限品 3 枚）の全てが以下の基準を満たすこととします。

負荷変調振幅の基準範囲

- 負荷変調振幅の基準範囲は、 $V_{LMA,min,PICC}$ 以上、 $V_{LMA,max,PICC}$ 以下の範囲であること。但し、測定系の誤差として基準値 $\pm 5\%$ は許容可能。

項目	単位	ID-1 サイズ	ID-1 サイズ規格外
測定ポイント	A/m(rms)	1.5	2.5
		2.5	4.5
		4.5	7.0
		7.5	12.0
H_{min}	A/m(rms)	1.5	2.5
H_{max}	A/m(rms)	7.5	12.0
$V_{LMA,min,PICC}$	mV(peak)	$22/\sqrt{H}$	7.0
$V_{LMA,max,PICC}$	mV(peak)	80	80

合格基準

- 両サイドバンドの負荷変調振幅の平均値($(V_{LMA,USB,PICC} + V_{LMA,LSB,PICC})/2$)が、4 つの測定ポイント中、2 ポイント以上が基準範囲にあること
- 磁界強度 H_{min} と H_{max} にて、Polling レスポンスが確認されること

6.5. 互換性試験合格基準

互換性試験の合格基準は以下の通りです。

6.5.1. M クラスリーダライタとの通信性能

「5.6 通信性能測定手順」に従い、検定サンプル（上限品 3 枚、標準品 3 枚、下限品 3 枚）の全てが互換性試験用 M クラスリーダライタに対して以下の基準を満たすこととします。

No.	試験項目	合格基準
1	通信不可領域 (センター／角度 0 度)	0～15mm の範囲に幅 3mm 以上の通信不可領域がないこと。
2	通信不可領域 (センター、XY±10mm／角度 0 度)	高さ 0mm においてセンター、XY±10mm の 5 ポイント中 2 ポイント以下であること。

6.5.2. S クラスリーダライタとの通信性能

「5.6 通信性能測定手順」に従い、検定サンプル（上限品 3 枚、標準品 3 枚、下限品 3 枚）の全てが互換性試験用 S クラスリーダライタに対して以下の基準を満たすこととします。

No.	試験項目	合格基準
1	通信不可領域 (センター、XY±10mm／角度 0 度)	高さ 0mm においてセンター、XY±10mm の 5 ポイント中 2 ポイント以下であること。

6.5.3. Edy かざし運用端末との通信性能

「5.6 通信性能測定手順」に従い、検定サンプル（上限品 3 枚、標準品 3 枚、下限品 3 枚）の全てが Edy かざし運用端末に対して以下の基準を満たすこととします。

No.	試験項目	合格基準
1	通信不可領域 (センター、XY±10mm／角度 0 度)	センター 高さ 6mm 以上 15mm 以下の範囲に通信不可領域がないこと。 ただし、3mm 未満の通信不可領域であれば可とする。 センター、オフセット* 高さ 0,1,2,3,4,5mm の各距離において、センターと XY±10mm の 5 ポイント中、通信不可ポイントが 2 ポイント以下であること。

* センター、オフセットの通信不可は、各ポイントにおける正答率のみで判断する。

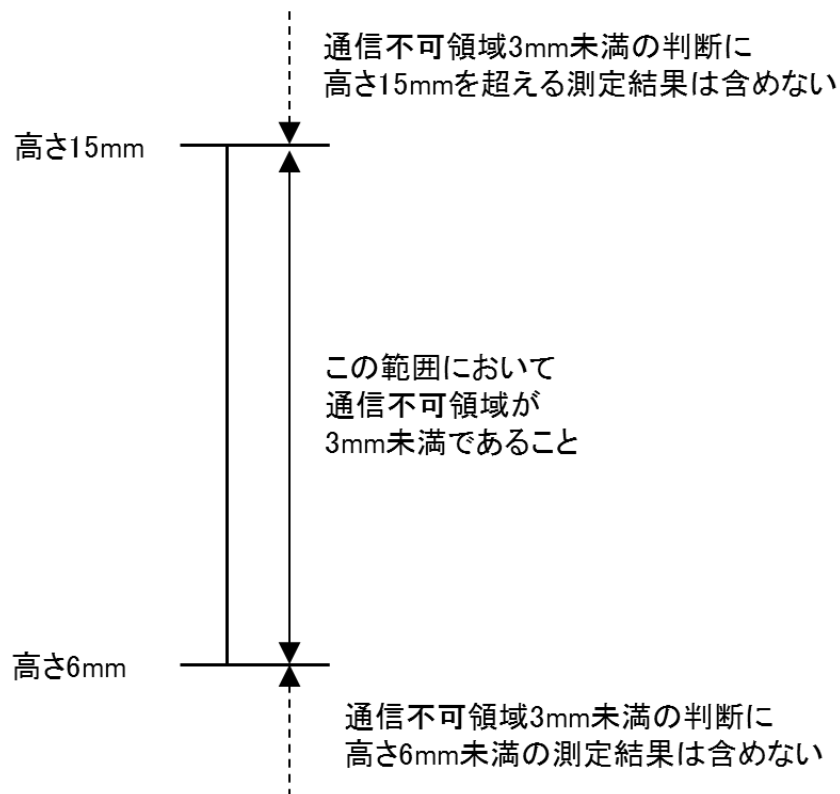


図 6-5 例 1：センターの通信不可領域

合格例

不合格例

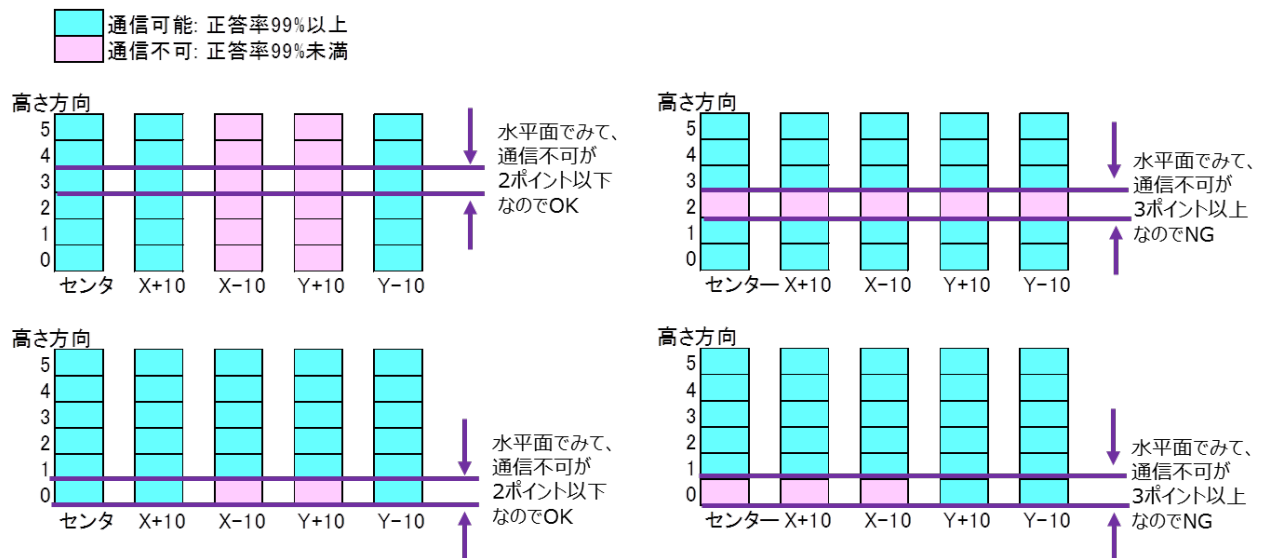


図 6-6 例 2：センター、オフセットの通信不可領域

6.5.4. Edy 入金機運用端末との通信性能

「5.6 通信性能測定手順」に従い、検定サンプル（上限品 3 枚、標準品 3 枚、下限品 3 枚）の全てが Edy 入金機運用端末に対して以下の基準を満たすこととします。

No.	試験項目	合格基準
1	通信不可領域 (センター、 $X \pm 5$ 、10、15mm／ 角度 0 度、180 度)	全ての測定点において高さ 0mm において通信不可領域がないこと。 ただし、高さ 0mm での通信不可は幅 1mm 未満であっても不可とする。

添付資料 A 約款

FeliCa カード RF 性能検定約款

本約款は、ソニー株式会社（以下当社といいます）と貴社との間で、貴社が製造し販売する「対象製品」（以下に定義します）に関して当社が実施する、「カード性能検定」（以下に定義します）について定めるものです。本約款は、「カード性能検定」実施に関する個々の申込みについてのみ適用されるものとし、貴社が第 2 条第 1 項に定める「カード性能検定」に申込み、当社がこれに承諾することにより、当該検定に関する契約が本約款の条件に従って成立する（以下本契約といいます）ものとし、（当該承諾日を、以下「発効日」といいます）。

第 1 条（定義）

本約款の用語を以下の通り定義します。

- (1) 「FeliCa」とは、当社が開発し保有する「コマンド規格」及び「セキュリティ規格」等に準拠した「FeliCa」と称する非接触 IC 技術をいいます。
- (2) 「FeliCa IC」とは、FeliCa の機能を搭載して製造された IC カード用チップをいいます。
- (3) 「対象製品」とは、当社が提供する「FeliCa IC」を組み込んだ「FeliCa」に基づく非接触 IC カード等をいいます。但し、「対象製品」には、リーダライタと携帯電話は含まれないものとします。尚、本項において、(ア)「リーダライタ」とは、「FeliCa」を採用した非接触 IC カードシステム向けリーダライタ端末製品（モジュール製品を含む）をいい、(イ)「携帯電話」とは、通信キャリア（自己の商標の下で販売、貸与その他の提供が為される小型携帯端末機器の利用者に対して、移動体通信設備を用いて自己の無線通話役務を提供する電気通信事業者をいいます）、第三者または自社の商標の下で販売、貸与その他の提供が為される、移動体通信設備を用いた通信通話を主たる機能とする小型携帯端末機器をいいます。
- (4) 「検定規定書」とは、当社が別途提示する“FeliCa カード RF 性能検定規定書”と称する規定書をいいます。
- (5) 「カード性能検定」又は単に「検定」とは、「検定規定書」に定める“FeliCa カード RF 性能検定”をいいます。
- (6) 「試験所」とは、「カード性能検定」における試験の実施機関として当社が指定する第三者をいいます。

第 2 条（検定）

1. 貴社は、「対象製品」について「カード性能検定」を受けることを希望する場合には、「検定規定書」の定めに従い、「対象製品」の型番毎にそれぞれ個別に「カード性能検定」の申込みを行うものとします。かかる「カード性能検定」の申込みは、当社が、貴社の申込みから当社の 5 営業日以内に合理的理由に基づく拒絶の通知を貴社に対して発信しない限り、かかる申込みは承諾されたとみなされるものとします。なお、具体的な検定日時、貴社と「試験所」間で直接調整することにより決定するものとします。
2. 貴社は、「カード性能検定」を受けるにあたり、「対象製品」のサンプル品 40 枚（内訳は、以下のなお書き参照）及び別途当社が要求する項目に関する「対象製品」のデータをいずれも無償にて当社に提供するものとし、かかるサンプル品 40 枚が「試験所」に到着した時点をもってかかるサンプル品 40 枚の所有権が当社に移転するものとします。尚、当社は、「カード性能検定」を実施することに伴い発生するサンプルの毀損について、一切責任を負わないものとします。当社は、「カード性能検定」終了後、本検定で合格した当該サンプル品を当社又は当社が検定業務を委託する「試験所」で保管します。保管したサンプル品は、当社又はその委託先がリーダライタ製品に関し実施するリーダライタ RF 性能検定またはリーダライタ RF 性能検定の事前測定評価に使用できるものとします。なお、かかるサンプル品 40 枚の内訳は、共振周波数の値が製造される全ての製品の中での最高値以上の値のものを上限品、最低値以下の値のものを下限品、上限品と下限品の間の値のものを標準品として、上限品 10 枚、標準品 20 枚、下限品 10 枚とします。
3. 当社は、本契約が有効に成立し、且つ前項に基づくサンプル及びデータを当社が受領した後、速やかに「検

定基準」に従い検定を行い、その結果を貴社に通知するものとします。かかるサンプルにつき「カード性能検定」に合格した場合、当社は貴社に対し、かかるサンプルの型番の「対象製品」につき、「カード性能検定」に関する検定合格証明書（以下「合格証明書」といいます）を発行するものとします。

4. 本条第3項に基づき「カード性能検定」に合格した「対象製品」と同一測定条件における通信性能が同一で「検定」を受けていない「対象製品」について、当社所定の方法により貴社から「検定」に合格したものとして扱いたい旨の型番追加要請があり、当社がこれを当社所定の書式により承諾した場合、当該「対象製品」は「検定」を受けることなく「カード性能検定」に合格したとみなされます。但し、「検定」を受けていない「対象製品」を本項の定めにより「検定」に合格したとみなす条件として、貴社はかかる通信性能の同一性を保証するものとします。
5. 「合格証明書」の有効期間は、合理的理由に基づく当社からの取消を受けない限り「合格証明書」の発行日より10年間とし、かかる有効期間は「合格証明書」に記載されるものとします。但し、前項に基づき追加された型番の「対象製品」に発行される「合格証明書」の有効期間は、本条第3項に基づき、現実に実施された「検定」に合格している「対象製品」の有効期間と同一とします。

第3条（検定合格の効果）

1. 貴社が製造した「対象製品」が「カード性能検定」に合格した場合、「合格証明書」の有効期間中、貴社は、当該「対象製品」が「カード性能検定」に合格している旨を公表又は表示することができるものとします。貴社は、「カード性能検定」に合格した「対象製品」を公表又は表示する場合には、合格した検定の名称、「検定規定書」のバージョン、当該合格した「対象製品」の型番を、合格証明書の記載に従って公表するものとします。
2. 貴社が前項に定める公表方法に従わない場合、当社は、前項において貴社に認められた公表又は表示する権利を即時に停止させることができるものとします。
3. 当社は、当社所定の方法により貴社から要請がある場合、「カード性能検定」に合格した「対象製品」の型番等を貴社名と共に当社のホームページ上に掲載することができるものとします。
4. 貴社は、「カード性能検定」に合格した型番の「対象製品」でなければ、第3条第1項に基づく公表をすることができないものとします。
5. 「合格証明書」の有効期間が満了した場合、貴社は本条第1項に定める権利を喪失するものとします。

第4条（対価）

1. 貴社は、本約款に定める「カード性能検定」を受ける対価として、1回の検定につき検定料として、「試験所」において互換性性能試験のみ受ける場合は金800,000円（消費税及び地方消費税は含まれないものとします。）、「試験所」において基本性能試験及び互換性性能試験を受ける場合は金1,000,000円（消費税及び地方消費税は含まれないものとします。）を当社に対して支払うものとします。かかる貴社の当社に対する対価の支払は、同条第2項に従い「対象製品」のサンプル品及び「対象製品」のデータを当社に提供する1週間前までに、検定料並びにこれらに賦課される消費税及び地方消費税の合計額を当社の指定する銀行口座に振り込むことにより行われるものとします。なお、当社は、かかる支払いが当社により確認されるまで、第2条第3項に定める作業を留保できるものとします。
2. 当社はいかなる事由が生じても、既に受領した検定料を貴社に対して返還しないものとします。

第5条（変更・取消）

1. 「カード性能検定」の合格の効果は、貴社がサンプルとして提出した「対象製品」の型番のものに対してのみ認められるものとします。その他の「対象製品」について、同様の公表及び表示を希望する場合には、貴社は、別途かかる「対象製品」に対し「カード性能検定」を受け、合格する必要があるものとします。

2. 型番が同一の場合であっても、「対象製品」に変更が加えられた場合は、当該「対象製品」には合格の効果が及ばないものとし、貴社は、新たに「カード性能検定」を受験する必要があります。但し、変更が加えられた場合であっても、かかる変更を貴社が当社に当社所定の書式にて通知し、その変更を当社が審査し RF 通信性能に影響を及ぼさないと認めた場合であって、かつ、貴社が合格した「対象製品」と同一測定条件における通信性能の同一性を保証する場合には、この限りではありません。
3. 当社は、当社の判断により、「検定基準」の一部又は全部を変更又は追加することがあります。このような場合、当社は、「検定規定書」のバージョンを変更するものとし、貴社は、新たなバージョンの下で「カード性能検定」の「合格証明書」を取得するためには、「対象製品」について別途「カード性能検定」を受け、これに合格する必要があります。但し、「検定基準」の一部又は全部の変更又は追加は、過去のバージョンの下で貴社が取得した「合格証明書」の効力に影響を及ぼすものではないものとします。
4. 「カード性能検定」に合格した「対象製品」の量産品の製造後、当該「対象製品」の市販品につき、「カード性能検定」に合格した時点における「検定基準」を満たしていないことが当社により確認された場合、当社は、当該「対象製品」に関し、「カード性能検定」の合格を取消することができるものとします。
5. 貴社が「対象製品」に変更を加えたにも関わらず、第 6 条第 2 項に従い、別途新たに検定に合格することなく又は当社に対し第 6 条第 2 項但書きに該当する旨の所定の申請をすることなく、第 3 条第 1 項に基づく公表又は表示をした場合、又は本条第 3 項に従い「検定規定書」のバージョンが変更になった場合に別途新たな検定に合格することなく「対象製品」が新バージョンの下で「カード性能検定」に合格した旨の第 3 条第 1 項に基づく公表又は表示をした場合には、当社は直ちに「カード性能検定」の合格を取消することができるものとします。

第 6 条（秘密の保持）

1. 貴社及び当社は、「カード性能検定」に基づき知り得た相手方の技術上、営業上又はその他の業務上の秘密（以下、「秘密情報」といいます）を、当該「秘密情報」を受領後 3 年間、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に公表又は漏洩してはならないものとします。また、当社は、貴社の「秘密情報」を受領後 3 年間、当該「秘密情報」を、本約款に定める目的以外の目的に使用しないものとします。
2. 前項の規定にも拘わらず、貴社及び当社は、次の各号の何れかに該当することを証明できる情報については、本条に定める何れの義務も負わないものとします。
 - ① 開示時に既に公知となっている情報。
 - ② 開示時に既に受領者が知っていた情報。
 - ③ 開示後に受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
 - ④ 開示後に受領者が第三者より守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報。
 - ⑤ 「秘密情報」とは無関係に受領者が独自に開発した情報。
3. 本条第 1 項の規定にも拘わらず、貴社及び当社は、政府機関から又は法令に基づいて開示の要求がなされた相手方の秘密情報を、以下の措置を講ずることを条件として開示することができる。
 - ① 当該要請があった旨及び開示する内容を相手方に事前に書面にて通知するよう合理的な努力をする。
 - ② 開示される秘密情報が秘密として保持されるように合理的な措置を講ずる。
4. 本条第 1 項の規定にも拘わらず、当社は、第 2 条第 2 項に定めるリーダライタ RF 性能検定及びリーダライタ RF 性能検定の事前測定評価の参考測定の結果については、貴社の事前の書面による承諾なしに第三者に開示することができるものとします。但し、かかる開示が、参考測定の対象となった「対象製品」の市販開始前である場合は、当社は、貴社による当該「対象製品」の市販開始までは、参考測定の対象となった「対象製品」の製造者、型名等を明示しないものとします。
5. 本条第 1 項の規定にも拘わらず、当社は、本約款に定める目的を実行するために必要がある場合、「試験所」、第 11 条第 3 項に定める第三者及び当社の関連会社に対し、貴社の「秘密情報」を開示できるものとします。

その場合、当社は、当該開示先に対し、本条第1項にて当社が課されている義務と同等の義務を課するものとします。また、当該開示先がかかる義務に違反した場合は、当社による本契約の違反とみなされるものとします。

第7条（責任の制限）

1. 「カード性能検定」の合格は、貴社が製造する「対象製品」の品質、機能、性能、安全性、有用性及び合目的性を保証するものではありません。
2. 当社は、「カード性能検定」に合格した「対象製品」について、貴社又は第三者に生じる損害等について一切の責任を負うものではありません。

第8条（反社会勢力の排除）

1. 当社及び貴社は、相手方に対し、本契約成立時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ本契約有効期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。
2. 当社及び貴社は、本契約の履行に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、相手方に対し、保証するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び貴社は、相手方が前二項の表明・保証に違反した場合、又は、本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
4. 前項の規定に基づき本契約を解除した当事者は、本契約を解除したことに起因して相手方に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。
5. 当社及び貴社は、本条第3項に定めるいずれかの場合に該当したときは、相手方の請求により、相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

第9条（契約期間）

1. 本契約は、本契約の定めに基づき早期に終了する場合を除き、「発効日」から、「カード性能検定」の終了時点か、又は「カード性能検定」にかかる第4条第1項に定める検定料の支払完了日の、いずれか遅い日まで有効とします。
2. 貴社又は当社が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方は何等の通知・催告を要せず、即時に本契約を解除することができるものとします。
 - ① 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払い停止状態となったとき。
 - ② 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。

- ③ 破産、会社整理開始、会社更生手続開始又は民事再生の申立てがあったとき、あるいは清算に入ったとき。
 - ④ 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - ⑤ 本約款に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なお、その期間内に履行しないとき。
 - ⑥ その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
 - ⑦ 違法に、又明らかに公序良俗に反する態様に利用したとき。
3. 貴社が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当社は何等の通知・催告を要せず、即時に本契約に基づき発行された「合格証明書」の効力を失効させることができるものとします。
- ① 貴社が本契約で定める料金の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
 - ② 貴社による当社又は当社の指定する第三者の名誉・信用を損なう行為があったとき又は当社又は当社の指定する第三者に対し業務妨害非協力その他不信行為があったとき。
 - ③ 貴社又は、その使用人等をして、当社又は当社の指定する第三者の建物、保管場所等を棄損し、又は滅失若しくは火災を発生せしめたとき。
4. 貴社は本条第2項及び第3項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い料金その他当社に対する一切の債務を直ちに当社に支払うものとします。
5. 第2条第2項、第4項及び第5項、第3条、第4条第2項、第5条、第6条、第7条、第8条第4項及び第5項、第10条、並びに第11条の規定は、本契約の満了又は終了後も有効に存続するものとします。

第10条（権利義務の譲渡）

貴社は、当社の書面による事前の承諾がない限り本約款に基づく本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継し、転貸し又は担保に供さないものとします。

第11条（その他）

- 1. 当社は、相当の期間を定めて貴社に対して通知した後に、「カード性能検定」の制度自体を終了し、或いは第三者へ「カード性能検定」に関する業務の全部又は一部を引継ぐことがあります。貴社は、本項に基づく当社による「カード性能検定」の廃止又は引継ぎに関し異議を唱えないものとします。
- 2. 当社は、特定の検定基準、検定項目に関する検定業務終了により、著しく不都合が生じる可能性があることが確認された場合には、貴社と必要な協議を行い、その解決に努力するものとします。
- 3. 当社は、「カード性能検定」に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。
- 4. 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。本契約の条項の一部が法令上無効であるとされた場合であっても、かかる無効とされた条項以外の本契約の各規定は、引き続き有効なものとして、当社および貴社に適用されるものとします。
- 5. 本契約に関連して、貴社と当社との間において問題が生じた場合には、貴社と当社で誠意をもって協議するものとします。協議しても解決しない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年4月1日発行